# 法人税法 基礎期 第3回 (前編、後編)

# 資格★合格クレアール

税率を乗じる前の金額 (ルールとして千円未満切捨)

# 課税標準 = 税額算定の基礎

#### 【参考】

もう少し厳密にいうと、課税標準とは<u>課税ベースを数量化</u>(法人税法は 金額で表現)したものをいう。

ここで、課税ベースとは、課税所得の範囲のことをいう。

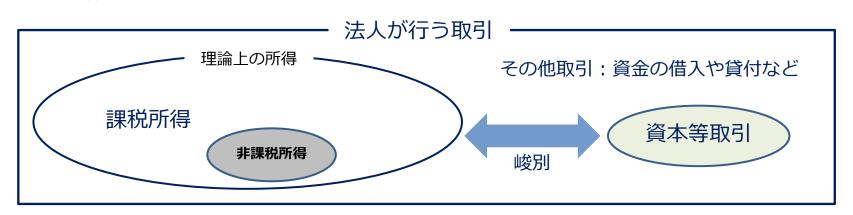
#### <法人税法>

#### (内国法人の課税所得の範囲)

**第5条** 内国法人に対しては、<mark>各事業年度の所得</mark>について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

法人税や所得税など、所得に対して 課税を行う税は、所得金額が課税標 準となる。

⇒法人税法は「各事業年度の所得の金額」



非課税所得:法人税が課税されない所得

例:公益法人等の収益事業から生じた所得以外の所得

#### 所得 (22①) = 益金 (22②) - 損金 (22③)

- ⇒益金(22②)、損金(22③)ともに「別段の定めがあるものを除き、」という留保が付けられている。
- ⇒つまり、益金 (22②) 、損金 (22③) の規定は**原則的な取扱い**を定めた規定である。
- ⇒ということは、**別段の定め**(調整が必要な規定)**があるときは、そちらが優先**される。
  - ⇒所得計算に関する別段の定め:22条の2(収益の額)~64条の4(公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算)
  - ⇒益金(22②)、損金(22③)は共にその範囲から資本等取引(22⑤)を除いている。

「別段の定め」:ある法令や条項に異なる内容の定めがあることを示す表現。つまり、「別段の定め」があれば、そちらが優先して適用される。

## 株主**以外**の利害関係 者と法人の取引

P/Lの上から順に仕入業者、従業員その他の取引先、銀行、国等



損益取引 (所得)

益金(資本等取引以外)

損金(資本等取引以外)

損益取引と資本等取引の峻別

### 株主と法人の取引

税引き後利益は株主の取り分



資本等取引

※令和2年度本試 験理論問題 資本金等の額の増加又は減少

「元本」の増減と「果実」の分配を正しく峻別

(法人税納付後の) 剰余金の配当等

法人税の所得計算は、株主に対する利益の還元額(剰余金の配当額)を正しく計算するための制度とも言える。

# 参考

## ■公正処理基準

昭和41年12月 税制簡素化についての第一次答申(税制調査会) より

第3 税制簡素化のための具体的措置 から

「課税所得は、本来、税法、通達という一連の別個の体系のみによって構成されるものではなく、税法以前の概念や原理を前提としているといわねばならない。絶えず流動する社会経済事象を反映する課税所得については、税法独自の規制に加えられるべき分野が存在することも当然であるが、税法において完結的にこれを規制するよりも、適切に運用されている会計慣行にゆだねることの方がより適当と思われる部分が相当多い。このような観点を明らかにするため、税法において課税所得は、納税者たる企業が継続して適用する健全な会計慣行によって計算する旨の基本規定を設けるとともに、税法においては、企業会計に関する計算原理規定は除外して、必要最低限度の税法独自の計算原理を規定することが適当である。」

大蔵省企業会計審議会中間報告「税法と企業会計」との調整に関する意見書(昭和41年10月17日)

- 一 税法における適正な企業経理の尊重
  - 1 企業会計に準拠する旨の基本的考え方の導入 課税所得が企業利益を基礎において算出される以上、企業の採用する会計方法が不適正なものでない限り、企業利益を課税所得 の基礎とすることが適当であると考えられる。
    - ⇒納税者が継続的に健全な会計慣行によって企業利益を算出していることを前提
  - 2 自主的経理の容認 企業間における課税の公平性を維持するための画一的基準(形式基準)の設定
    - ⇒企業会計をゆがめているのでは
  - 3 事実認定の自主性 税務官庁と企業との間に絶えず見解の相違をきたす事項が存在 (例)資本的支出と修繕費の区分、貸倒れの認定、時価の認定等
  - 4 決算表示上の規制の排除

参考

# ■公正処理基準

法人税法22条4項は、法人の収益・費用等の額は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算されるべき旨を定めている。この規定は、昭和42年に、法人税法の簡素化の一環として設けられたものであって、法人の各事業年度の所得の計算が原則として企業利益の算定の技術である企業会計に準拠して行われるべきであること(「企業会計準拠主義」)を定めた基本規定である。企業会計と租税会計との関係については、両者を別個独立のものとすることも制度上は可能であるが、法人の利益と法人の所得とが共通の観念であるため、法人税法は、二重の手間を避ける意味で、企業会計準拠主義を採用したのである。(太字下線はすべて担当講師)(注)

「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」というのは、(中略)一般社会通念に照らして公正で 妥当であると評価されうる会計処理の基準を意味する。

客観的な規範性をもつ公正妥当な会計処理の基準といいかえてもよい。

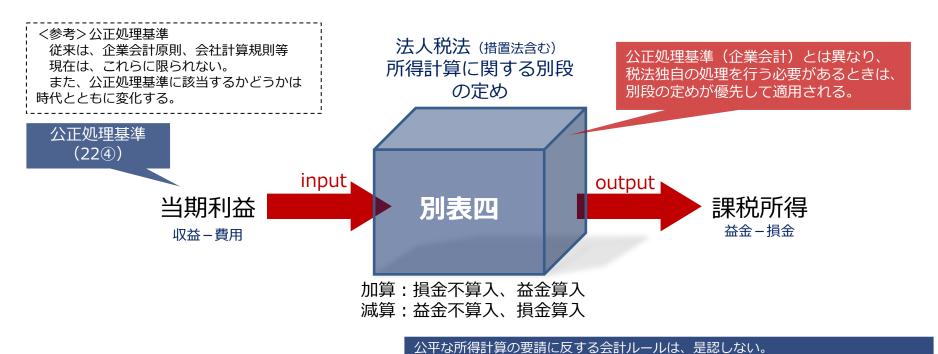
その中心をなすのは、企業会計原則・同注解、企業会計基準委員会の会計基準・適用基準等、中小企業の会計に関する指針…、会社法、金融商品取引法、これらの法律の特別法等の計算規定・会計処理基準等であるが、それに止まらず、確立した会計慣行を広く含むと解すべきであろう。(注)

(注) 金子宏著『租税法(第24版)』(弘文堂、2021年)・355-358頁。

#### - 法人税法の観点からの企業会計準拠主義 -

- ・基本的なルールは、企業会計に準拠して計算をする。
- ・ (法人税法の観点から) 会計ルールに変更を加える箇所については、実体規定としての「別段の定め」 による。

課税所得と企業利益とは、税法上「別段の定めがあるものを除き、」原則として一致する。



→会計ルールをそのまま「丸呑み」にはしない、ということ - 2011/12年2時と比べ「公平な話想計算の再誌」という組合

→昭和42年当時と比べ「公平な所得計算の要請」という観念が加わったことに注意

-公正処理基準 - 「公正妥当と認められる」の意味

現に法人のした利益計算が法人税法の企図する公平な所得計算という要請に反するものでない限り、課税所得の計算上もこれを是認するのが相当である(最高裁平成5年11月25日判決「大竹貿易事件」)

-公正処理基準- 昭和42年「改正税法のすべて」から

この規定(22④)は、具体的には企業が会計処理において用いている基準ないし慣行のうち、一般に公正妥当と認められないもののみを 税法で認めないこととし、原則としては企業の会計処理を認めるという基本方針を示したものである。

